

第三十九号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

債権の放棄について
左記のとおり債権を放棄する。

記

一 債権の概要

(一) 債務者 元江戸川区民

(二) 債権の名称 生活保護費返還金

(三) 債権の額 六十一万六千六百二十四円

(四) 債権発生日 令和二年十二月八日

(五) 債権発生理由 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六十三条

二 放棄する理由

債務者が令和二年十二月三十一日に死亡し、当該債務者の相続財産について相続財産管理人による清算が完了したことにより、債権を回収する見込みがないため。

（説明）

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるもので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。